平成２９年第２回霧島市農業委員会定例総会

平成２９年２月２８日（火）

開催場所　　国分シビックセンター公民館３階　　大会議室

出席委員

１番委員、　２番委員、　４番委員、　５番委員、　６番委員、　７番委員、８番委員、
９番委員、１０番委員、１１番委員、１２番委員、１３番委員、１４番委員、１５番委員、
１６番委員、１７番委員、１８番委員、１９番委員、２０番委員、２１番委員、２２番委員、
２３番委員、２４番委員、２５番委員、２７番委員、２８番委員、２９番委員、３０番委員、
３１番委員、３２番委員、３３番委員、３４番委員、３５番委員、３６番委員、３７番委員

出席職員	事務局長	砂田　良一	農地グループ長	内田　大作
	振興グループ長	本村　浩孝	主　査	若林　優
	主任主事	山下　良太	主任主事	中吉　哲平
	主任主事	江藤　俊志	主　査	有村　大
	主任主事	岩元　章宏	主　査	鎌田　里子
	主任主事	深瀬　和香子	主任主事	笠井　亜由美

議事日程　　「諸般の報告」「事務局報告」

１「農地利用変更届」について
２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について
４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
５「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
６「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について
７「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について
８「あっせん申出」について

「開　会　　午後　３時１５分」

○砂田事務局長
　姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）
　皆さん、こんにちは。本日は３番委員より欠席届が提出されております。本日の出席委員は３６名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第２回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○　　〔事務局より議案書の訂正について報告〕

○議長（会長）
　次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長
　それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

〔７件について報告〕

　以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。
　農地法第１８条第６項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知２５件、使用貸借権通知１件、農地法第３条解約の賃借権通知３件の計２９件が提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（会長）
　諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは、議事に入ります。

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

○議長（会長）
　議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が４件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。１番、１６番委員。

○１６番委員

１号１番を報告します。
申請地は国分南小学校の北に位置しており、現況は畑である。申請地の北は田、南は田、東は道路と水路、西は水路である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）
２番、３０番委員。

○３０番委員
１号２番を報告します。
申請地は市営敷根団地の南東に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は５条申請地、東は５条申請地、西は道路である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容はシラスを０．２ｍ、黒土を０．３ｍ盛土し、境界には軽量ブロックを敷設するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）
３番、１６番委員。

○１６番委員
１号３番を報告します。
申請地は上之段地区公民館の西に位置しており、現況は農業用倉庫である。申請地の北は田、南は田、東は田、西は田である。利用変更目的は農業用施設として利用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響は軽微と思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）
４番、２８番委員。

○２８番委員
１号４番を報告します。
申請地は小野小学校の西に位置しており、現況は田及び畑である。申請地の北は田、南は田、東は宅地、西は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）
ただいま調査委員からの意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の４件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき、農地利用集積計画（案）の所有権移転１件、利用権設定のうち賃借権設定８１件、使用貸借権設定１０件の計９２件の農地利用集積計画（案）について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定９１件のうち６８件は、農地中間管理機構分、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の２３件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の１番、２０番委員。

○２０番委員
　２号所有権移転の１番を報告します。
　本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地２筆合計＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年２月３日に提出されました。
　以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在７５，４３５㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の牧園地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の７０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　利用権設定の３番、１９番委員。

○１９番委員
　２号利用権設定の３番を報告します。
　借人は、担い手農家であり、現在、１１，７３９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　７番から９番、６番委員。

○６番委員
　２号利用権設定の７番から９番は借人が同一のため、まとめて報告します。
　借人は、担い手農家であり、現在、４，００４㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１８番から２１番、２２番委員。

○２２番委員
　２号利用権設定の１８番から２１番は借人が同一のため、まとめて報告します。
　借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり、耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２５番、１３番委員。

○１３番委員
　２号利用権設定の２５番を報告します。
　借人は、現在、２１，２１１㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　３５番、２２番委員。

○２２番委員

２号利用権設定の３５番を報告します。
借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり、耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
４９番、２３番委員。

○２３番委員
２号利用権設定の４９番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、３，８７５㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
５０番及び５１番、２２番委員。

○２２番委員
２号利用権設定の５０番及び５１番は借人が同一のため、まとめて報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、２３，０５４㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
６０番、３２番委員。

○３２番委員
２号利用権設定の６０番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、１，６３２㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
６１番、９番委員。

○９番委員

２号利用権設定の６１番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、４４，９８３㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
７１番、１番委員。

○１番委員
２号利用権設定の７１番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、９，６２８㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
７２番、３１番委員。

○３１番委員
２号利用権設定の７２番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、９，４２９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
８５番、２３番委員。

○２３番委員
２号利用権設定の８５番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、２，７３６㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
８６番及び８８番、２４番委員。

○２４番委員

２号利用権設定の８６番を報告します。
借人は、担い手農家であり、現在、４，１１０㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

２号利用権設定の８８番を報告します。
借人は、曽於市の認定農業者であり、現在、１５４，３４２㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
８９番及び９０番、１７番委員。

○１７番委員
２号利用権設定の８９番及び９０番は借人が同一のため、まとめて報告します。
借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり、耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具はトラクター１台をリース計画している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。なお、作物は島にんにくを作付けし、今後はカット野菜等を手掛け、１０ｈａまで規模拡大していく計画とのことです。以上です。

○議長（会長）
９１番、２５番委員。

○２５番委員
２号利用権設定の９１番を報告します。
借人は、現在、４，６６３㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）
ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
この件について質疑・討論はありませんか。３３番委員。

○３３番委員
　２号利用権設定の８９番、９０番の借人の住所が東京都になっていますが、住所変更をされてこちらで起農するということでしょうか。

○議長（会長）
　事務局。

○事務局（江藤主事）
　借人についてですが、住所の変更の予定は伺っておりません。借人の本社は東京都の住所となっておりますが、系列の＊＊＊社の工場が福山にあり、そこに借人の事務所を併設するとのことです。今後は、借人と提携して借人が生産を担当し、＊＊＊社が加工、販売を担当するなど両社が提携して、事業を展開していくとのことです。借人は福山の事務所に職員を配置し、農業を行っていく予定であると確認しております。以上です。

○議長（会長）
　３３番委員。

○３３番委員。
　分かりました。

○議長（会長）
　その他について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転２３件、使用貸借権設定１件の計２４件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、３番は取り下げられましたので、残り２３件について審議いたします。それでは、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番を３番委員に代わり６番委員。

○６番委員
　３号１番を報告します。
　申請地は青葉小学校の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，９４９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　２番、１９番委員。

○１９番委員
　３号２番を報告します。
　申請地は木原公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，７８３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　４番及び５番、２３番委員。

○２３番委員
　３号４番及び５番は借人が同一のため、まとめて報告します。
　申請地は市営福島第一団地の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は草払い機程度であるが、田植え、農薬散布、稲刈りは委託して行う。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，４９８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。補足として４番は親子関係で無償贈与となり、５番は隣の農地での有償での所有権移転となります。以上です。

○議長（会長）
６番、１６番委員。

○１６番委員
３号６番を報告します。
申請地はＪＡあいら東国分支所の南西に位置しており、現況は田である。申請地の広瀬＊＊＊番は受人が平成２９年４月までの使用収益権を設定している。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９７，１７９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
７番を２３番委員。

○２３番委員
３号７番を報告します。
申請地は姶良東部公設地方卸売市場の西に位置しており、現況はハウスでトマトを栽培している。申請地には譲受人が平成３２年９月までの使用収益権を設定している。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は８０，１６７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
８番及び９番、１６番委員。

○１６番委員
３号８番を報告します。
申請地は南国分郵便局の南に位置しており、現況は不耕作田である。申請地には譲受人が平成３７年６月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，８４０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺

の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

３号９番を報告します。

申請地は上之段平山塚脇地区コミュニティ広場の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２９，８２４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

１０番、３番委員に代わり６番委員。

○６番委員

３号１０番を報告します。

申請地は上之段地区公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，７１１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

１１番、２７番委員。

○２７番委員

３号１１番を報告します。

申請地は溝辺郵便局の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は６，７８３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

１２番及び１３番、２２番委員。

○２２番委員

３号１２番及び１３番は借人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は北園集落センターの南に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は４名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，０４４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人の法人は法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の４つの農地所有適格法人の要件を満たすものと認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

１４番を１０番委員。

○１０番委員

３号１４番を報告します。

申請地は柿木集落センターの南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は７７，２１８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

１５番、２０番委員。

○２０番委員

３号１５番を報告します。

申請地は横瀬公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，５６５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

１６番及び１７番、１８番委員。

○１８番委員
　３号１６番を報告します。
　申請地の三体堂＊＊＊番は下宇都口公民館の南東、高千穂＊＊＊番と＊＊＊番は牧園１０区自治公民館の北に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は４名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，７６２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

　３号１７番を報告します。
　申請地は川床公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には平成３４年５月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，３０９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　１８番、１７番委員。

○１７番委員
　３号１８番を報告します。
　申請地は稼原グラウンドの北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，７８０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　１９番、１番委員。

○１番委員
　３号１９番を報告します。
　申請地は待世自治公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益

権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３６，６１９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　２０番、３３番委員。

○３３番委員
　３号２０番を報告します。
　申請地は泉水自治公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，１９１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　２１番、２３番委員。

○２３番委員
　３号２１番を報告します。
　申請地は松山公民館の南に位置しており、現況は荒地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は障害者と共に農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は当面リースで計画している。植え付けは、来年を予定しており、重機を入れて荒地の解消を行う予定である。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は６５７㎡で社会福祉事業を行うことを目的として設立された営利を目的としない法人のため不許可の下限面積要件の例外にあたる。取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
　２２番、１９番委員。

○１９番委員
　３号２２番を報告します。

申請地は津曲公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，９５０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
２３番、３４番委員。

○３４番委員
３号２３番を報告します。
申請地は牧之原中学校の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，４７９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
２４番、２４番委員。

○２４番委員
３号２４番を報告します。
申請地は稲荷神社の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０７，２６０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）
ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請２３件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
全員賛成であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）
次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外１０件、用途区分変更２件の計１２件の一部変更について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外の１番、２番及び３番、１９番委員。

○１９番委員
４号農振除外１番を報告します。
申請地は牧内公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は道路、東は畑、西は通路である。除外目的は、９５２㎡のうち５８５㎡を駐車場に利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の２分の１の面積を超えないため、１種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

４号農振除外２番を報告します。
申請地は霧島市水道部の東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は道路、東は畑、

西は畑と道路である。除外目的は、一般住宅を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

４号農振除外３番を報告します。

申請地は牧神自治公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は宅地、南は畑、東は畑、西は道路である。除外目的は、８２８㎡のうち４９８㎡に一般住宅を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

農振除外の４番から６番、２４番委員。

○２４番委員

４号農振除外４番を報告します。

申請地は小田東公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は宅地と田、東は道路、西は道路である。除外目的は、建売住宅３棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地の小田＊＊＊番は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後８年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

４号農振除外５番を報告します。

申請地は小田東公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は水路、東は水路、西は田である。除外目的は、建売住宅２棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

４号農振除外６番を報告します。

申請地は宇都山公民館の南に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は田、東は水路、西は田である。除外目的は、建売住宅５棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

農振除外の７番及び８番、１７番委員。

○１７番委員

４号農振除外７番を報告します。

申請地は川路原構造改善センターの東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は山林、南は通路、東は道路、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

４号農振除外８番を報告します。

申請地は新原公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は山林と水路、南は道路、東は不耕作地、西は不耕作地である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後８年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
農振除外の９番及び１０番、２１番委員。

○２１番委員
４号農振除外９番を報告します。
申請地は比曽木野地区公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は通路、南は山林、東は道路、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

４号農振除外１０番を報告します
申請地は比曽木野地区公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の佳例川＊＊＊番の北は河川、南は山林、東は河川、西は田であり、佳例川＊＊＊番と佳例川＊＊＊番の北は山林、南は田と山林、東は山林、西は水路である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
用途区分変更の１番、２２番委員。

○２２番委員
　４号用途区分変更１番を報告します。
　申請地は石峰自治公民館の南に位置しており、現況は機械倉庫である。申請地の北は道路、南は畑、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は１，７３９㎡のうち３０５㎡を機械倉庫として利用するものであり、既に建築済みである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、特に問題はないものと思われる。申請地は用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　用途区分変更の２番、２３番委員。

○２３番委員
　４号農地区分変更２番を報告します。
　申請地は安良小学校の南西に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は畑、南は雑種地、東は畑、西は畑と道路である。用途区分変更目的はロール置場及び資材と車両仮置場として利用するものであり、既に平成２６年１０月頃から利用されている。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、特に問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　この件ついて質疑・討論はありませんか。１２番委員。

○１２番委員
　事務局に質問ですが、用途区分変更の４号１番は経営面積が９０２㎡ということになっていますが、１，７３９㎡から３０５㎡を引いても９０２㎡にはならないかと思うのですが、間違いでしょうか。

○事務局（山下主任主事）
　申請者ですが、１筆を除きその他の農地は息子さんの方へ移譲されております。その中で今回の申請地も息子さんと利用権の設定を行い、息子さんが耕作されております。この申請地の他に申請者の所有農地が１筆あり、その農地９０２㎡が自作ということになります。

○議長（会長）
　１２番委員。

○１２番委員
　分かりました。

○議長（会長）
　その他に質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外１０件、用途区分変更２件は、除外及び用途変更はやむを得ないという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は承認という意見を市長に答申することに決定します。

△　議案第５号　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請１０件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番、１７番委員。

○１７番委員
　５号１番について報告します。
　申請地は川原小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４０６㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路と田、西は田、南は田、北は道路と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

２番、２３番委員。

○２３番委員
５号２番について報告します。
申請地は姶良東部公設地方卸売市場の北東に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要である。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、既に申請のとおりの用途に利用されている。計画面積は４４㎡であり、宅地拡張するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
３番、１６番委員。

○１６番委員
５号３番について報告します。
申請地は内野々公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，６８０㎡であり、杉１，１００本を申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
４番、２１番委員。

○２１番委員
５号４番について報告します。
申請地は敷根集会場の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３９２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路と田、南は水路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

５番及び６番、３２番委員。

○３２番委員
５号５番について報告します。
申請地は三縄公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５，７１５㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

５号６番について報告します。
申請地は高屋山陵の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，０１０㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は原野、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
７番、２０番委員。

○２０番委員
５号７番について報告します。
申請地は横瀬公民館の南東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０４１㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は荒地、西は荒地、南は河川と山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
８番、２４番委員。

○２４番委員
５号８番について報告します。
申請地は真孝西児童公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事

業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場を建設にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１７２㎡であり、貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は雑種地、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　９番、３７番委員に代わり１１番委員。

○１１番委員
　５号９番について報告します。
　申請地は山下公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５１３㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１０番、２４番委員。

○２４番委員
　５号１０番について報告します。
　申請地は牧之原中学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，９６７㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は山林、南は水路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　この件について質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請１０件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては、３月６日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第６号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
　次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請２５件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。１番を６番委員。

○６番委員
　６号１番について報告します。
　申請地は小畑公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５５０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　２番及び３番、３４番委員。

○３４番委員
６号２番について報告します。
申請地は国分保育園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２６０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

６号３番について報告します。
申請地は霧島市役所の南に位置し、現況は畑である。農地区分は申請地からおおむね３００ｍ以内に霧島市役所があるため、３種農地の３００ｍ以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗及び物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７７４㎡であり、店舗及び物置に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
４番、２１番委員。

○２１番委員
６号４番について報告します。
申請地は舞鶴中学校の南西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２０年１２月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２３３㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
５番、１２番委員。

○１２番委員
６号５番について報告します。
申請地は国分奈良田団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途

地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９１８㎡であり、また、隣接地の宅地５００．０４㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は１，４１８．０４㎡であり、共同住宅に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は宅地と畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　６番、３４番委員。

○３４番委員
　６号６番について報告します。
　申請地は国分中央公園の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、２種農地と３種農地が混在しており、松木東＊＊＊番と＊＊＊番及び＊＊＊番については、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、松木東＊＊＊番については、水道管、下水道管が埋設されている幅員４ｍ以上の道路等の沿道区域にあって容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね５００ｍ以内にふたばクリニックと高倉眼科の医療施設が存する農地、３種農地の都市的環境整備農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。都市計画法に基づく開発行為は、手続き中である。計画面積は３，５０４㎡であり、また隣接地５条許可地３，６６４㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は７，１６８㎡であり、貸店舗に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の松木東＊＊＊番、＊＊＊番及び＊＊＊番の東は宅地、西は水路、南は水路、北は宅地である。松木東＊＊＊番の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　７番、２３番委員。

○２３番委員
　６号７番について報告します。
　申請地は国分西保育園の西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２８年１０月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２９６㎡であ

り、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　８番、１６番委員。

○１６番委員
　６号８番について報告します。
　申請地は仁田原公民館の東に位置し、現況は果樹園である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６，７３３㎡であり、杉２，１００本を申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は川と道路、西は山林、南は川、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　９番、２１番委員。

○２１番委員
　６号９番について報告します。
　申請地は下井簡易郵便局の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅２棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６７８㎡であり、建売住宅２棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路と宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１０番、３０番委員。

○３０番委員
　６号１０番について報告します。
　申請地は国分インターチェンジの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地からおおむね３００m以内に高速インターチェンジ出入口があるため、３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確

実と思われる。計画面積は４８７㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は５条許可地、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１１番、２２番委員。

○２２番委員
　６号１１番について報告します。
　申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は宅地と雑種地である。なお、平成１８年５月頃、建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、上ノ＊＊＊番は農用地区域内の農地に該当すると思われる。上ノ＊＊＊番は他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため、不要である。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫及び鉄塔用地とするものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は２，０７０㎡であり、農業用倉庫及び鉄塔用地に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は山林、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１２番、２３番委員。

○２３番委員
　６号１２番について報告します。
　申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和４０年頃、建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、上ノ＊＊＊番は他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。上ノ＊＊＊番は農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため、不要である。法定小作人なし。転用目的は牛舎及び農業用倉庫を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は２，１０９㎡であり、牛舎及び農業用倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１３番、２２番委員。

○２２番委員
　６号１３番について報告します。
　申請地は二牟礼集落センターの南西に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和６２年頃、建築して

しまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的はコイン精米所と販売所及び駐車場を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は２３４㎡であり、コイン精米所と販売所及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１４番、２３番委員。

○２３番委員
　６号１４番について報告します。
　申請地は田方公民館の北西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６５３㎡であり、太陽光パネル８０枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１５番、１８番委員。

○１８番委員
　６号１５番について報告します。
　申請地は牧園１０区自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６７４㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の高千穂＊＊＊番の東は宅地、西は山林、南は山林、北は宅地である。高千穂＊＊＊番の東は宅地、西は山林と宅地、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　１６番及び１７番、２番委員。

○２番委員
　６号１６番について報告します。

申請地は本町公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、土地区画整理法第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、３種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲とするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５９０㎡であるが、区画整理区域内仮換地で実測面積は５１０．０２㎡であり、また、隣接地の宅地６０５．０９㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，１１５．１１㎡である。宅地分譲４区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と道路、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

６号１７番について報告します。

申請地は隼人人権啓発センターの北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５３８㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

１８番、２４番委員。

○２４番委員

６号１８番について報告します。

申請地は浜之市団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的はグループホームを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０２３㎡であり、グループホーム２棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は水路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

１９番、２番委員。

○２番委員

６号１９番について報告します。

申請地は川尻公園の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３５５㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は雑種地、北は道路と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
２０番、４番委員。

○４番委員
６号２０番について報告します。
申請地は隼人運動場の西に位置し、現況は田と畑である。農地区分は、申請地からおおむね３００ｍ以内に隼人庁舎があるため、３種農地の３００ｍ以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３９２㎡であり、建売住宅１棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
２１番、２３番委員。

○２３番委員
６号２１番について報告します。
申請地は山下公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、日当山駅からおおむね５００ｍ以内の区域内にある農地のため、２種農地の５００ｍ以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４７０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は田、北は水路と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
２２番及び２３番、３７番委員に代わり１１番委員。

○１１番委員
６号２２番について報告します。

申請地は中須西公民館の北東に位置し、現況は畑の不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は葬儀場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６５７㎡であり、葬儀場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は水路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

６号２３番について報告します。

申請地は中須西公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５６１㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は田、北は宅地と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

２４番、４番委員。

○４番委員

６号２４番について報告します。

申請地は宮内地区公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３０５㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

２５番、１７番委員。

○１７番委員

６号２５番について報告します。

申請地は牧之原養護学校の北に位置し、現況は雑種地である。なお、平成４年５月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、

計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９００㎡であり、発電力４８Ｋｗ、太陽光パネル１９２枚の設置をするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は畑、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　この件について質疑・討論はありませんか。６号１５番について１８番委員にお伺いします。高千穂＊＊＊番の北側には住宅があるかと思うのですが、山林にするときには何を植林するのでしょうか。１８番委員。

○１８番委員
　杉を植える予定となっています。

○議長（会長）
　日照などの問題はなさそうですか。１８番委員。

○１８番委員
　北側は道路及び宅地ということで、境界より離して植林する計画となっています。

○議長（会長）
　分かりました。その他に質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の２５件は転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔挙手多数〕

○議長（会長）
　賛成多数であります。よって、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。
　つきましては３月６日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。

△　議案第７号　「あっせん申出」について

○議長（会長）
　次に、議案第７号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出が、売渡希望５件、貸付希望６件、買受希望１件、借受希望３件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の１番及び２番を１９番委員。

○１９番委員
　貸付希望の１番及び２番を報告します。
　あっせん申し出のあった農地は、去年まで耕作されていまして、農地の面積が３反や５反と広い圃場もあります。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　売渡希望３番、３０番委員。

○３０番委員
　売渡希望の３番を報告します。
　あっせん申し出のあった農地は、国分南中学校の北に位置し、用排水路の設備がしっかりなされているところで耕作しやすい農地であります。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　売渡希望４番及び５番、１３番委員。

○１３番委員
　売渡希望の４番及び５番を報告します。
　あっせん申し出のあった農地は、４番及び５番ともによく整備されております。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　売渡希望６番、３２番委員。

○３２番委員
　売渡希望の６番を報告します。
　あっせん申し出のあった農地は、圃場整備がされたきれいな農地です。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　売渡希望７番、２０番委員。

○２０番委員
　売渡希望の７番を報告します。
　あっせん申し出のあった農地の状況は、先ほどの専門部会で申したとおりであります。隼人の委員と協力しながら、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　貸付希望８番から１０番、１７番委員。

○１７番委員
　貸付希望の８番から１０番を報告します。
　あっせん申し出のあった８番から１０番は同じ場所にあり、ご兄弟で農地を所有され、昨年まできれいに耕作されておりました。一筆ずつでも借りて頂いても良いとおっしゃっておりました。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　貸付希望１１番、３１番委員。

○３１番委員
　貸付希望の１１番を報告します。
　あっせん申し出のあった農地は、今まで耕作されておりましたが、体力的に難しいということでした。
　農地は大きな農機具も入るような場所ですので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　買受希望１番、７番委員。

○７番委員
　買受希望の１番を報告します。
　申請人からは度々あっせん申し出がありますが、現在のところ竹子原にはなかなか良い圃場が出ておりません。しかし、溝辺全域で希望されておりますので、良い圃場が見つかるようあっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　借受希望２番、３２番委員。

○３２番委員
　借受希望の２番を報告します。
　申請人は、現在、和牛を一生懸命育てておられます。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　借受希望３番、１０番委員。

○１０番委員
　借受希望の１０番を報告します。
　横川で畑はなかなか難しいと思います。本人に、その旨をお伝えしたところ、農家を辞めたり、売り渡しが出てきたときにはあっせんをして欲しいという事でしたので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　借受希望４番、１４番委員。

○１４番委員
　借受希望の４番を報告します。
　申請人と連絡を取ったところ、平成２９年３月まで鹿児島の有機生産組合長期研修生ということで現在、木原の方で農業研修をされているということです。今後、里芋や野菜を中心に農業生産に取り組んでいくという新規就農者です。住居は国分の湊にお住まいですが、祖父が松永出身で畜産をされていたということで農機具なども完備されているということです。今後、松永地区周辺で農業を行っていきたいということでしたので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）
　ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）
　これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の売渡希望５件、貸付希望６件、買受希望１件、借受希望３件につきましては、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。

○　　〔全員挙手〕

○議長（会長）
　全員賛成であります。よって、議案第７号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の１番及び２番を１９番委員と１６番委員に、売渡希望の３番を３０番委員と１６番委員に、４番を１３番委員と７番委員に、５番を１３番委員と２７番委員に、６番を３２番委員と７番委員に、７番を２０番委員と１４番委員に、貸付希望の８番から１０番を１７番委員と２０番委員に、１１番を３１番委員と１番委員に、買受希望の１番を７番委員と１３番委員に、借受希望の２番を３２番委員と７番委員に、３番を１０番委員と２２番委員に、４番を１４番委員と３７番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お

互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成２９年第２回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○　　〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）

これで平成２９年第２回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　５時１５分」

番

番

番